

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

平成26年2月1日


巢鴨信用金庫

「経営者保証に関するガイドライン研究会」（日本商工会議所および全国銀行協会が事務局）では中小企業・小規模事業者等（以下、「中小企業」といいます。）の経営者による個人保証（経営者保証）の課題解決を目的に、中小企業や経営者、金融機関の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

当金庫は今後、中小企業の経営者の皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等には、本ガイドラインに基づき、適切に対応するよう努めてまいります。

- 本ガイドラインの詳細は、以下をご参照ください。

[中小企業・小規模事業者の経営者の皆さまへ](#) 

[経営者保証に関するガイドライン](#) 

[経営者保証に関するガイドライン Q&A](#) 